

「貨物等省令」の一部改正案等に対する意見募集について（速報）改訂版

一産構審小委提言で示された同志国連携の「4つのアプローチ」のうちの「国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による先行管理」「懸念度と緊急度に応じた、技術保有国による連携」に即した事例

2024.4.26／改訂版同 5.10

CISTEC 事務局

【改訂版】は、半導体製造装置規制のパラメータ修正部分の解説を追加した。赤字部分。

4月26日、「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案等」についてパブリックコメントが募集された。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&id=595124053&Mode=0>

■今回の貨物等省令の改正は、大別して次の内容になっている。

- (1) 国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理
- (2) 昨年追加された半導体製造装置 23 品目の一部についてパラメータの修正

■その1：国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理

○今回の省令改正に係るパブコメ募集では、次のように述べられている。

これらの貨物及び技術の輸出管理対象への追加は、国際輸出管理レジームにおける議論も踏まえ行うこととしたものです。また、既にいくつかの国が同様の措置を講じていることを確認しており、この措置は国際的にも調和のとれたものであり、企業にとっての公正な競争環境も確保されているものと認識しています。

○この説明から、去る4月24日に公表された産構審安全保障貿易管理小委員会中間報告において、「2. 3. 機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携」で提言されている「4つのアプローチ」の最初に挙げられている次のアプローチに該当するものと考えられる（以下の p12 参照）。

<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240424004/20240424004-1.pdf>

(ア)国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理
国際輸出管理レジームにおいて政治的動機等何らかの理由でコンセンサスに至らない場合でも、一定の条件を満たす場合には同盟国・同志国とともに先行的に輸出管理を開始（先行管理）すべきである。国際輸出管理レジームにおいて議論が成熟し、多くの国が管理の必要性に関して一致している品目について、国際輸出管理レジーム内の

同盟国・同志国とともに先行管理することは、国際輸出管理レジームの暫定的・補完的な取組として意義を有する。

本アプローチの実施に際しては、企業にとって、予見可能性やレベルプレイングフィールドの確保も必要である。そのためには、先行管理を行う品目の選定に当たって、一定の交渉サイクルの間で、議論が成熟したものについて、各国が同時期に管理をしていくことが有効である。

○即ち、これまで課題とされてきた、(参加国であるロシアの拒否等による) いわゆる「ワッセナーアレンジメントの機能不全」の問題に対して、同志国が連携して対処した最初の事例と位置付けられると思われる。

○条文規定を分析すると、大別して次の品目に係るものと思われる。

▽第 6 条第 1 号カ・・・相補型金属酸化膜半導体集積回路 (CMOS)

▽第 6 条第 17 号の 4・・・走査型電子顕微鏡

第 19 条第 3 項第 7 号 (はみ出し技術)・・・走査型電子顕微鏡に係るプログラム

▽第 7 条第 6 号・・・量子計算機又はその組立品若しくは部分品

▽第 19 条第 3 項第 8 号 (はみ出し技術)・・・GAAFET 集積回路等に係る技術

■その 2：昨年追加された半導体製造装置の一部品目についての規制パラメータの修正

○昨年規制された 23 品目中 7 品目 (露光装置 1 品目、成膜装置 4 品目、洗浄装置 2 品目) について、(既存の米国規制のパラメータを踏まえて) 一部パラメータの修正が行われた。

○内容を詳細に考察すると、今回の改正によってそれら品目 (貨物部分) の米国規制との相違が埋まっていることがわかる。

○これは、実質的に、産構審小委中間報告において、「重層的な国際連携」で提言されている「4つのアプローチ」のうちの「懸念度と緊急度に応じた、技術保有国による連携」に即したものと思われる。

以上